

あきる野市産業文化複合施設
指定管理者募集要項

平成25年8月

あきる野市教育委員会

目 次

1 対象施設の概要	2
2 設置目的	2
3 指定管理者が実施する業務の範囲	2
4 自主事業の提案	3
5 利用料金に関する事項	3
6 指定の期間	3
7 応募者の参加資格要件等	3
8 申請手続	4
9 指定管理者選定について	5
10 指定管理者の選定後の手続について	6
11 仮協定書・本協定書で締結する事項	7
12 指定管理者に係る基本事項	7
13 問合せ先	8

別紙1 産業文化複合施設指定管理者募集説明会参加申込書

別紙2 産業文化複合施設指定管理者質問票

公の施設管理運営については、平成15年6月に地方自治法が改正され、教育委員会等が指定する指定管理者が公の施設の管理を代行することができるようになりました。この指定管理者制度は、多様化する住民ニーズに、より効果的・効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ることを目的としています。

あきる野市教育委員会では、あきる野市産業文化複合施設において、この地方自治法の改正を受けて、平成21年4月から指定管理者制度を導入してきましたが、平成26年4月から市民の生涯にわたる学習活動の振興を図るとともに、市民相互の交流を深め、豊かな地域社会の形成と住民福祉の更なる向上を目指し、指定管理者を募集することにしました。

つきましては、次のとおり募集いたしますので、この要項に基づき申請をしてください。

1 対象施設の概要

(1) 対象施設の名称及び位置

名 称 あきる野ルピア
位 置 あきる野市秋川1丁目8番地

(2) 対象施設の概要

規 模 敷地面積 2,425.740㎡
延床面積 6,751.849㎡
構 造 鉄筋コンクリート造（一部鉄骨造）
施設内容 3階 ルピアホール、ルピア産業情報研修室、ルピア集会室、
ルピア会議室、事務室ほか、1,153.4㎡
4階 レセプションルーム、展示室、4階会議室、
学習室1～5ほか 998.7㎡

(3) 施設使用料収入の実績

平成24年度施設使用料 13,456,000円
平成23年度施設使用料 14,047,000円

(4) 施設運営管理経費の実績

平成24年度施設運営管理経費 6,622,000円
平成23年度施設運営管理経費 5,493,000円

2 設置目的

市民の生涯にわたる学習活動の振興を図るとともに、市民相互の交流を深め、豊かな地域社会の形成と住民福祉に寄与することとしています。

3 指定管理者が実施する業務の範囲

指定管理者は、対象施設の運営及び維持管理に係る業務を実施します。具体的な内容は仕様書を参照してください。

(1) 業務の範囲

- ア 施設及びこれに附属する設備の利用に関すること。
- イ 生涯学習事業の実施に関すること。
- ウ 芸術文化活動等の奨励に関すること。
- エ 市民生活に係る情報の収集及び提供に関すること。
- オ 国際交流の機会及び場の提供に関すること。
- カ 市内のコミュニティ活動の推進に関すること。
- キ 地域産業の振興に関すること。
- ク 施設及びこれに附属する設備の維持管理に関すること。
- ケ その他あきる野市教育委員会が必要と認める事業に関すること。

(2) 業務に係る条件

ア 開館日

開館日は通年とします。

ただし、あきる野市産業文化複合施設の設置及び管理に関する条例第4条に規定する休館日は除く。詳細は仕様書を参照してください。

イ 利用時間

仕様書を参照してください。

4 自主事業の提案

- (1) 「自主事業」とは、施設の設置目的に沿って指定管理者が独自に企画し、行う事業です。指定管理者が実施する業務に関する事業の提案をしてください。なお、事業に要する経費については、指定管理者の自己財源（講座等の参加者負担金などを含む。）で賄うものとします。
- (2) 自主事業の提案は、提出書類の事業計画書、企画提案書及び自主事業収支計画書により提案してください。
- (3) 提案された自主事業の内容及び実施については、全て教育委員会と協議の上、決定します。

5 利用料金に関する事項

利用料金及び学校法人日本放送協会学園あきる野ルピア教室におけるオープンスクールの実施に伴う会場使用料は、指定管理者の収入とします。

6 指定の期間

平成26年4月1日から平成31年3月31日まで（5年間）

7 応募者の参加資格要件等

申請資格

- (1) 施設に防火管理者の資格を有する人員が配置できること。
- (2) 施設の管理運営を安全かつ円滑に行える法人その他の団体（以下「団体」と

いう。) であること。

(3) 団体又は代表者が、次に掲げるいずれにも該当しないこと。

- ア 地方自治法施行令(昭和22年政令大16号)第167条の4第2項各号のいずれかに該当する者
- イ 提出期間において、あきる野市の指名競争入札の指名の停止の措置を受けている者
- ウ 法人の場合は、最新の営業年度の法人税、消費税及び地方消費税、法人事業税並びに法人住民税を滞納している法人。団体の場合は、代表者の最新の所得税、消費税及び地方消費税、個人事業税並びに個人住民税を滞納している者
- エ 会社更生法、民事再生法等により更正又は再生手続開始の申し立て等がなされている者
- オ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号から第5号までに規定する暴力団又は同条例第6号に規定する暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う団体
- カ あきる野市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則第2条の規定に該当しない団体

8 申請手続

(1) 募集要項の配布

- ア 配布期間：平成25年8月16日(金)から平成25年9月9日(月)まで
※土曜日、日曜日及び祝日を除く。
- イ 配布時間：午前9時から午後4時まで
- ウ 配布場所：あきる野市教育委員会生涯学習スポーツ課生涯学習係
(あきる野市二宮350番地)
- エ その他：募集要項は、市のホームページからダウンロードできます。

(2) 説明会等の開催

- ア 日 時：平成25年8月20日(火)午前9時30分から
- イ 場 所：あきる野中央公民館
- ウ 注意事項：説明会に参加される方は、1団体につき2人までとさせていただきます。
- エ 申込方法：参加を希望される団体は、8月19日(月)までにメール又は別紙1「産業文化複合施設指定管理者募集説明会参加申込書」をFAXにて提出してください。
- オ その他：事前に質問のある場合は、お知らせください。

(3) 質疑・回答について

8月23日(金)から8月30日(金)まで、メール又は別紙2「産業文化複合施設指定管理者質問票」によりFAXで質問を受け付けます。

ア 質問への回答については、市のホームページで公表します。

イ 回答が遅れる場合は、別途連絡します。

(4) 書類の提出

ア 提出書類：あきる野市産業文化複合施設指定管理者選定要領の別紙「提出書類一式」を参照してください。

イ 提出期限：平成25年9月10日（火）午後4時まで（厳守）

ウ 提出方法：指定管理者指定申請書に必要書類を添えて、生涯学習スポーツ課生涯学習係に直接持参してください。郵送等の提出や提出期限を過ぎた場合は受理しません。また、市が必要と認めた場合は、必要に応じて追加の資料提出を求める場合があります。

エ 提出部数：13部（正本1部、副本12部）

オ その他：申請に要する経費は、申請者の負担とします。提出された書類はお返ししません。

(5) 書類の提出先

あきる野市教育委員会生涯学習スポーツ課生涯学習係（あきる野市二宮350番地）

(6) 提出書類・審査に関する情報公開

提出書類は、あきる野市情報公開条例に基づき、情報公開対象文書になります。

9 指定管理者選定について

(1) 資格審査（書類審査）

提出書類を基に、教育委員会（教育部生涯学習スポーツ課）において、「7応募者の参加資格要件等」についての資格審査（書類審査）を行います。

なお、次に該当する申請は参加資格がないものとします。

ア 資格要件を欠くもの、又は提出書類に不備があるもの

イ 提出書類に虚偽の記載があったもの

ウ その他選定に係る不正行為があったもの

(2) 第1次審査及び第2次審査

市が設置するあきる野市指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、評価基準に基づき第1次審査及び第2次審査を行います。なお、申請団体が少数の場合には、第1次審査は実施しないものとします。

ア 第1次審査（書類審査）

提出書類を基に、選定委員会において評価を行い、選定委員会の各委員の評価合計を集計した総合得点に基づき、選定委員会において、総合得点の高い団体から第1次審査の通過者を選定します。

【評価基準】

① 管理運営の基本方針

② 法令遵守の取組

- ③ 団体の経営状況・運営実績
- ④ 施設管理の計画
- ⑤ 安全管理への対応
- ⑥ 人材育成の取組
- ⑦ 人員配置の計画
- ⑧ 年間事業計画の基本方針及び自主事業の提案
- ⑨ 地域団体等の育成及び市民との協働・連携した事業展開など
- ⑩ 指定管理料の提案額
- ⑪ 施設の管理及び事業運営経費の収支計画の妥当性

イ 第1次審査の結果の通知

第1次審査の結果を申請者全員に通知するとともに、第1次審査を通過した団体には、第2次審査について通知します。

ウ 第2次審査（プレゼンテーション審査）

選定委員会において、提出書類とプレゼンテーションを基に、プロポーザル方式で総合的に審査を行い、産業文化複合施設の設置目的を最も効果的に達成することができると思われる者を候補者として選定します。

エ 選定結果の通知

- ① 選定結果は、第2次審査の対象者に書面で通知します。
- ② 選定の公平性及び透明性を図るため、応募団体名、評価結果（総合得点、順位等）を市のホームページで公表（第1次審査を含む。）します。

10 指定管理者の選定後の手続について

(1) 仮協定書の締結

指定管理者の候補者を選定後、仮協定書を締結します。

(2) 市議会の議決

指定管理者の候補者を選定後、指定に関する議案を提出し、市議会の議決を受けます。ただし、議決を受けるまでの間に指定管理者の候補者を指定管理者に指定することが著しく不相当と認められる事情が生じたときには、指定管理者の候補者の選定を取り消すことがあります。

なお、議決を受けることができなかった場合において、指定管理者の候補者が支出した費用等については、補償しません。

(3) 本協定の締結

指定管理者との本協定締結は、議会の議決後に行います。

(4) 指定管理業務の準備

指定管理者は、指定の日に円滑に業務を開始するため、指定の日前に必要な準備を開始していただきます。準備に要する費用については、指定管理者の負担となります。

11 仮協定書・本協定書で締結する事項

- (1) 事業及び管理業務の実施内容に関する事項
- (2) 施設の種別に応じた必要な体制に関する事項
- (3) 施設の使用料の扱いに関する事項（利用料金制）
- (4) 市が指定管理者に支払うべき管理費用に関する事項（積算方法、清算の要否等）
- (5) 施設の補修等に関する事項
- (6) 個人情報の保護に関する事項
- (7) 情報公開に関する事項
- (8) 苦情処理に関する事項
- (9) モニタリングに関する事項
- (10) 事業報告に関する事項
- (11) 利用者アンケート等の実施に関する事項
- (12) リスク分担に関する事項
- (13) 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項
- (14) 事故等に係る損害賠償請求に関する事項
- (15) 不可抗力に関する事項
- (16) 避難所としての使用に関する事項
- (17) あきる野市環境基本条例の遵守に関する事項
- (18) その他市長が必要と認める事項

12 指定管理者に係る基本事項

(1) 関係法令等の遵守

指定管理業務の実施に当たっては、次に掲げる法令を遵守してください。

ア 地方自治法

イ あきる野市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例

ウ あきる野市産業文化複合施設の設置及び管理に関する条例

エ あきる野市産業文化複合施設の設置及び管理に関する条例施行規則

オ あきる野市市個人情報保護条例

カ あきる野市情報公開条例

その他関係法令を遵守するとともに公平性の保持及び安全確保に努めていただきます。

(2) 指定管理に係る経費

ア 指定管理に係る経費を算定するに当たり、あらかじめ指定管理期間（5か年分）内の収支計算書を提出していただきます。

イ 収支計算書については、仕様書内「あきる野市産業文化複合施設指定管理者収支予算書(モデル)」を参考とし、計上してください。また、計算額については「あきる野市指定管理者収支予算書(モデル)」内の「指定管理料」を上限とします。

ウ 指定管理に係る経費、支払時期、支払方法等については、協定により定めます。

(3) 業務の委託

包括的な業務の委託については認められません。個別の業務（清掃業務等）の委託については、事前に教育委員会と協議が必要です。

(4) その他

ア 指定管理者が行う施設の管理の適正を期するために本市が行う指示に従わないとき、その他指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、地方自治法第244条の2第11項の規定に基づき指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部又は一部の停止を命じることがあります。

イ 本件業務に関する本市職員との接触により、申込み及び選定についての情報を不正に入手する等の事実が認められた場合は、失格や指定の取消しとなります。

ウ 新たに人員を雇用する際は、市内在住者の雇用を促進してください。

13 問合せ先

あきる野市生涯学習スポーツ課生涯学習係 担当：山崎・山田

住 所：あきる野市二宮350番地

電話番号：042-558-2438

FAX番号：042-558-1560

E-mail 120102@akiruno-info.tokyo.jp

産業文化複合指定管理者募集説明会参加申込書

1 参加団体等

(1) 住 所 :

(2) 団体名等 :

(3) 代表者 :

2 連絡先

(1) 電話番号 :

(2) F A X 番号 :

(3) メールアドレス :

3 説明会参加者

説明会参加者

氏 名	所属（部署）名	役 職	連 絡 先

※ 平成25年8月20日（火）午前9時30分から

4 参加申込書の提出先

あきる野市教育部生涯学習スポーツ課生涯学習係 担当：山崎・山田

住 所 : あきる野市二宮350番地

電話番号 : 042-558-2438

F A X 番号 : 042-558-1560

E-mail 120102@akiruno-info.tokyo.jp

産業文化複合施設指定管理者質問票

1 団体等

(1) 住 所 :

(2) 団体名等 :

(3) 代 表 者 :

2 連絡先

(1) 電話番号 :

(2) F A X 番号 :

(3) メールアドレス :

3 質問事項